

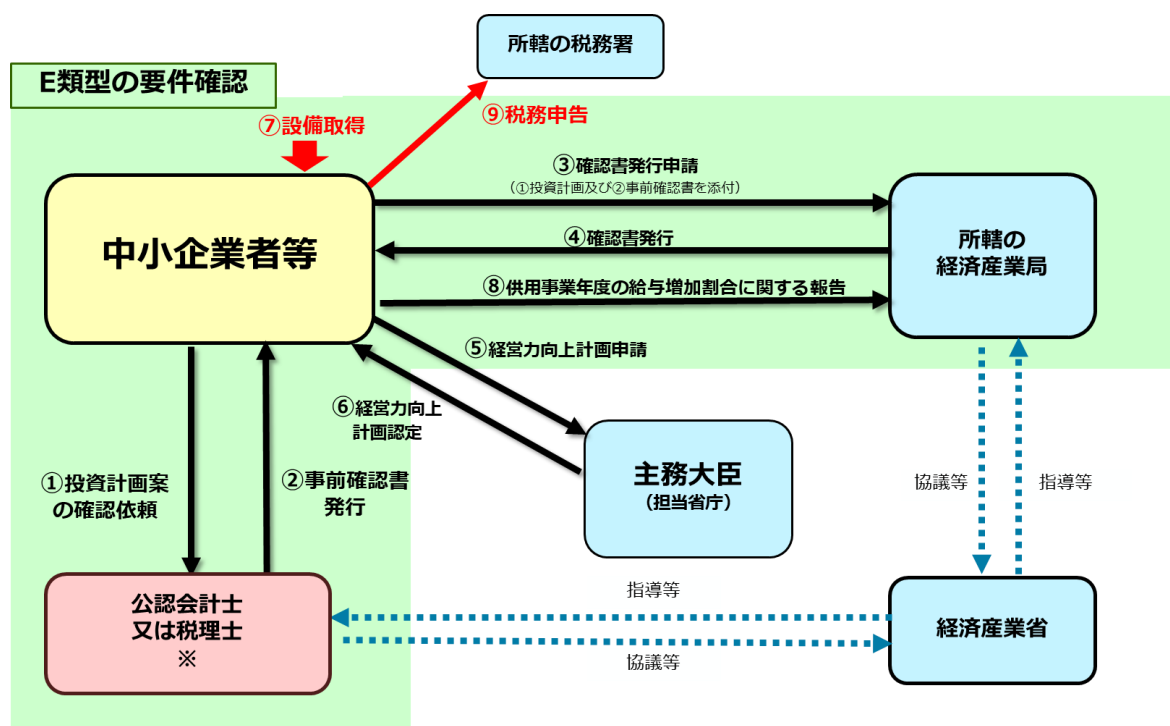
中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち経営規模拡大設備等（E 類型） に係る経済産業大臣確認の取得に関する手続き

○中小企業経営強化税制の対象設備の要件とされている中小企業等経営強化法第17条第3項に規定する経営力向上設備等のうち、中小企業等経営強化法施行規則第16条第3項に定める「事業者が策定した投資計画（略）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備等」については、当該投資計画について、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受ける必要があります。以下の手続きに従って確認を受けてください。

※本申請は 100 億宣言ポータルサイト (<https://growth-100-oku.smri.go.jp/>) にて 100 億宣言を行う必要があります。

※経営規模拡大設備等（E 類型）の取得に係る税制措置は、法人税にかかる措置であるため、個人の場合は税制措置を受けることはできません。

（手続きスキーム図）



※本類型を利用する際は、申請者の企業規模によらず、公認会計士又は税理士の確認が必要（会計監査人や顧問税理士等でなくても可）

①確認申請書（様式1）に必要事項をご記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を添付の上、公認会計士又は税理士の事前確認を受けてください。なお、公認会計士又は税理士の事前確認書の発行及び経済産業局の確認書の発行にあたり、それぞれが必要と判断した確認申請書の根拠資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、事前確認書、確認書は発行されませんのでご注意ください。

②公認会計士又は税理士は確認申請書と裏付けとなる資料に齟齬がないか等を確認

し、事前確認書（様式2）を発行します。

③申請者は、必要に応じて確認申請書の修正や、添付書類の追加等を行った上で、②の事前確認書を添付の上、本社所在地を管轄する経済産業局（文末参照）に、事前にご連絡（予約）をした上で、確認申請書の内容が分かる方が確認申請書をご提出・ご説明ください。

※年度末等の申請件数が多い時期については、予約が取りにくい場合もありますので、余裕を持ってご相談ください。

※ご説明はオンラインでも可能です。

※確認申請書の申請日までに着工している建物は本税制の対象外となります。

※確認申請書の申請日と経営力向上計画の申請日は同一事業年度にする必要があります。

※確認申請書＋必要添付書類＋事前確認書を一式として、二部ご提出ください。

※なお、確認書発行に対して、郵送をご希望される方は返信用封筒に切手（確認書には確認申請書及び必要添付書類を一式として送付いたしますので、重量をご確認の上、必要となる切手を添付してください。）を添付したものをご提出ください。

④経済産業局は、③のご説明を受けてから、一ヶ月以内（※）に、②の事前確認書、確認申請書、添付書類に基づき、当該申請書が経営力向上設備等の投資計画であるとして適切である場合に、確認書（様式3）を発行し、確認申請書及び必要添付書類を添付したものをお渡しします。

※資料の不備が多い場合や修正対応に時間を要する場合には一ヶ月以上要する可能性もありますのでご注意ください。

⑤⑥申請者は、④の確認を受けた設備について、経営力向上計画に記載し認定を受けることができます。手続きに際しては、経営力向上計画の申請書に、④の確認書及び確認申請書（いずれも写し）を添付する必要があります。

⑦⑧設備等の取得後、中小企業等経営強化法施行規則第16条第3項の投資計画における供用事業年度の給与増加割合に関する報告書（様式7）を確認書の交付を受けた経済産業局にご提出ください。

※投資計画にて設定した供用事業年度の給与増加割合の目標値を実績値が下回った場合は、建物及びその附属設備に対する税制措置を受けることができません。

※給与増加割合に関する目標を達成した報告書を提出した経営力向上計画は、E類型に関する記載を削除する旨の変更申請はできません。

⑨税務申告の際は、④の確認書及び確認申請書、⑤の申請書、⑥の認定書及び⑧の中小企業等経営強化法施行規則第16条第3項の投資計画における供用事業年度の給

与増加割合に関する報告書（いずれも写し）をご提出ください。

※中小企業等経営強化法施行規則第 16 条第 3 項の投資計画における供用事業年度の給与増加割合に関する報告書にて目標を達成したことを報告した事業者は税制措置を受けることができます。

※認定を受けた経営力向上計画に E 類型の設備等が記載されている企業は、**中小企業投資促進税制及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を受けることができません。** 中小企業等経営強化法施行規則第 16 条第 3 項の投資計画における供用事業年度の給与増加割合に関する報告書にて目標を達成できなかった又は税制措置を受けなかった場合（給与増加割合に関する目標を達成した報告書を提出した場合を除く）は、経営力向上計画の変更申請を行い、E 類型に関する記載を全て削除してください。当該変更申請の認定後は中小企業投資促進税制及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を活用することが可能になります。

⑩④の確認書の交付を受けた申請者は、投資計画にて 100 億円超となる事業年度までの期間について、確認申請書（投資計画）の実施状況報告書（様式 6）を、毎年、確認書の交付を受けた経済産業局にご提出ください。

※なお、売上高の目標値を 3 年連続で達成できなかった場合は、新たに E 類型の投資計画に関する確認を受けることができません。

< 確認申請書（投資計画）の策定単位について >

確認申請書（投資計画）の策定単位は、事業者が売上高を 100 億円超に増加させることを目指す計画であるため、会社単位です。一方で、投資利益率の算定単位は、経営規模拡大設備等の導入の目的（＝経営力向上及び経営の規模の拡大に資するもの）に照らして、必要不可欠な設備の導入に係るものであり、その設備等から投資利益率を算定する際に、追加的に生じる効果を正確に算出するために必要な単位となります。

例えば、工場を新しく建て、生産設備を導入する投資の場合は、当該工場が投資利益率における策定の単位となり、その投資効果を測定する際に会社全体でしか効果を算出することができない場合は、会社全体が計画の単位となります。

※あくまでも基本的な考え方であり、実際には、個別の投資計画毎に判断することとなります。

（注 1）経済産業局の確認書は経営力向上計画の認定申請に際して添付する必要があります。設備の取得は、計画認定後に行うことが必要であり、上記のとおり経済産業局は確認書の標準処理期間として一ヶ月、各主務大臣の経営力向上計画認定の標準処理期間として約一ヶ月を設けておりますので、余裕をもってご申請ください。

（注 2）経済産業局の確認書の交付は、中小企業経営強化法第 17 条第 3 項及び中小企業等経営強化法施行規則第 16 条第 3 項に基づき、事業者が策定した投資計画に記載された設備が投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること、当該投資計画における年平均の投資利益率が 7%以上となることが見込まれるものであること、経営の規模の拡

大に著しく資する設備であること等の要件を満たす場合に行うものです。

- (注3) ④の確認書を受けた後、設備の取得前に、確認申請書(投資計画)に記載された投資利益率の算定にあたって、分母にあたる設備投資取得額が増える場合や分子にあたる営業利益の減少が見込まれる場合には、変更確認申請書(様式4)を最寄りの経済産業局に提出の上、再度変更確認書(様式5)の交付を受けてください。(変更確認申請書の提出にあたり、公認会計士又は税理士の事前確認は不要です。)
- (注4) 実施状況報告に関して、確認書の交付を受けた確認申請書(投資計画)に記載された全ての設備について税制措置を受けず(給与増加割合に関する目標を達成した報告書を提出した場合を除く)E類型に関する記載を全て削除する経営力向上計画の変更申請が認定された後は、実施状況報告書の提出は不要です。提出先の経済産業局にその旨をご連絡ください。

提出資料

- (1) 登記簿謄本の写し
- (2) 貸借対照表・損益計算書(申請事業年度の前期1年分)
- (3) 対象となる新規設備投資につき、既存設備の現況と設備投資後の状況を確認できる資料。例えば、導入しようとする設備等が、建物、建物附属設備、機械・装置、器具・備品の場合においてはその設置場所(工場や店舗のレイアウト図等で、設備導入前と導入後の変化を確認できるもの。建物図面等、当該設備を特定する情報を記載した資料等)、ソフトウェアの場合は当該ソフトウェアがシステム全体にどう組み込まれる予定であり、システム導入前と導入後の変化を確認できる図表等。
- (4) 設備投資計画の分かる資料(本申請書の根拠となる資料)
代表者又はそれに代わる者の押印がなされた社内で決裁された、当該申請書に係る設備投資計画又はそれに代わるもの(稟議書、取締役会議事録等)、導入する設備の見積り書、設備導入により同様の商品やサービスを生産する場合の過去の同様の商品・サービスの過去の実績(1単位当たり売上、製造・販売原価等)、売上高・営業利益が増加する場合の根拠となる資料、売上原価・販管費が減少する場合の根拠となる資料等。
- (5) 公認会計士又は税理士による事前確認書

(お問い合わせ先)	(管轄地域)
○北海道経済産業局 中小企業課(直通:011-709-3140)	北海道
○東北経済産業局 経営支援課(直通:022-221-4806)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
○関東経済産業局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、

中小企業課（直通：048-600-0298）	東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 経営力向上室（直通：052-951-0253）	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県
○近畿経済産業局 創業・経営支援課 経営力向上室 （直通：06-6966-6036）	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 経営支援課（直通：082-205-5316）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
○四国経済産業局 中小企業課（直通：087-811-8562）	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 経営支援・金融課 経営力向上室 （直通：092-482-5592、5593）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課（直通：098-866-1755）	沖縄県